

つむぐ

No.150
[2019.1]



新年のごあいさつ

地域社会貢献事業

津軽三味線デュオ 輝&輝コンサート
各地域イベントで「税金クイズ」開催
フラダンス同好会施設訪問



会報誌から平成を振り返る

平成元年

会報誌第60号

消費税が導入され、
税率3%でスタート



記念演奏会 東京プロアルテ合奏団

平成2年

会報誌第64号

青年部会創立
10周年

平成8年

会報誌第84号

本会社団化
20周年



楽楽寄席 三遊亭楽太郎、三遊亭好楽、三遊亭好太郎

平成9年

会報誌第86号

女性部会創立10周年



記念コンサート
加藤典子とパラダイス・ソックス

平成12年

会報誌第95号

青年部会創立20周年



記念講演会 舩添 要一氏

平成17年

会報誌第109号、110号

本会社団化30周年

記念講演会 西川 きよし氏



記念コンサート ロシア民族アンサンブル「ベリョースカ」

会報誌第111号

税務経理研究部会
創立50周年

平成19年

会報誌第116号

女性部会創立20周年



記念コンサート 高石 ともや氏

平成27年

会報誌第140号

税務経理研究部会
創立60周年

記念講演会 村田 晃嗣氏



平成29年

会報誌第146号

女性部会創立30周年



記念コンサート
BIRTHと皆～んなで楽しむコンサート

新年あけましておめでとうございませす

平成三十一年の年頭にあたり 謹んで新年のご挨拶を申し上げます
さて 本年は税制面におきまして 消費税率の引上げと軽減税率
制度の導入がされます

法人会といたしましても税のオピニオンリーダーとして 軽減税率
制度等が円滑に導入できますように会員の皆様にご理解をいただき
税務行政への寄与をより一層進めてまいりたいと考えております

どうか会員の皆様には 引き続き法人会の活動にご理解 ご協力を
賜りますとともに 皆様方のご繁栄を祈念いたしまして 新年の
ご挨拶とさせていただきます

公益社団法人一宮法人会

会長 森 克彦



CONTENTS つむぐ一宮法人会報 第150号

公益社団法人一宮法人会 会長 森 克彦	1	税務広報	12
名古屋国税局 課税第二部長 岩田 和之	2	税金クイズの開催	16
一宮税務署 署長 中村 猛文	3	輝&輝コンサート	18
公益社団法人一宮法人会 役員	4	フラダンス同好会 施設訪問	19
確定申告会場のご案内	5	第32回法人会 全国青年の集い「岐阜大会」	19
納税功労表彰受表彰者	6	企業訪問：榊原建設株式会社	20
第35回 法人会全国大会 鳥取大会	8	支部のうごき	22
平成31年度 税制改正に関する提言(要約)	8	はじめまして新会員の紹介	23
行動する法人会	11	編集後記	23

年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長
岩田 和之



平成31年の年頭に当たり、公益社団法人一宮法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。
会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、昨年管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する13個のメダルを獲得し、2020年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改正が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様に説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところです。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくをお願いいたします。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人一宮法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭の御挨拶

一宮税務署 署長
中村 猛文



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

公益社団法人一宮法人会会員の皆様におかれましては、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年が森会長をはじめ会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、引き続き御芳情を賜りますようお願い申し上げます。

昨年の7月に一宮税務署長を拝命して以来、早いもので半年が経過しました。

この間、貴会の多岐にわたる充実した活動を拝見させていただきましたが、地域イベントで各支部が主催された税金クイズや女性部会及び青年部会から多くの講師を派遣いただいた租税教室などの税の啓発活動のほか、税知識の普及を目的とした定例研修会や各支部における研修会の開催、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」の利用拡大による企業の税務コンプライアンスの向上、社会貢献事業の一環である「輝&輝コンサート」の開催、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」など、活動内容の充実ぶりは、目を見張るものであります。

これもひとえに、会長をはじめ役員の方々の並々ならぬ御尽力と、会員の皆様の御理解と御協力の賜物であると、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

ところで、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすためには、納税環境の一層の整備を行い、納税者サービスを充実させるとともに、適正かつ公平な課税と徴収を行うことが非常に重要であると考えております。

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、資本金の額等が1億円を超える法人等については、来年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から法人税等の申告をe-Taxにより提出しなければならないこととされました。また、本年1月からは、申告・納税の更なる利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを利用せずにe-Taxの利用が可能となる「ID・パスワード方式」による所得税の確定申告ができるようになりました。

加えて、「納税証明書のオンライン請求」や「ダイレクト納付」も便利な手続きですので、是非、御活用いただければと思います。

更に、本年10月1日からは、消費税率が8%から10%に引き上げられるとともに消費税の軽減税率制度が実施されます。今までの単一税率ではなく、複数の税率となるため、請求書の様式の変更や経理システムの変更に伴うシステム改修を含め、日々の業務を行うに当たり、御対応いただかなければならないことがありますので、早めに具体的な御準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

私どもといたしましては、これらの制度の円滑な実施に向けまして、より一層の広報・周知に取り組んでまいり所存でございますので、貴会におかれましても、制度改正への御理解とともに、周知等にお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人一宮法人会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



謹賀新年



公益社団法人一宮法人会 役員一同

役職名	氏名	法人名
会長	森 克彦	モ リ リ ン (株)
副会長	豊島 半七	豊 島 (株)
	伊藤 正樹	中 外 国 島 (株)
	向山 支部長 榊原 譲	榊 原 建 設 (株)
	則竹 伸也	共 和 食 品 工 業 (株)
常任理事	祖父江 支部長 吉川 登喜治	美 吉 建 設 (株)
	せんい 支部長 滝 幹夫	(株) 滝 善
	事業委員長 金森 和広	(株) カ ナ ッ ク ス
	税務経理研究部会長 三島 啓一	サンファイナール(株)
	女性部会 副部会長 児島 秀光	(株) 秀 興 組
	広報委員長 五藤 達代	大 蔵 通 商 (株)
	専務理事 加藤 豪	(有) 藤 市 殖 産 (公社)一宮法人会
	大志 支部長 木全 義信	(株)カークイ太利屋
	本町 支部長 木村 実	(株)木村硝子店
	栄 支部長 大鹿 晃裕	大 鹿 (株)
理 事	神山 支部長 永田 忠義	永 田 (株)
	宮西 支部長 森 俊一郎	モ リ 印 刷 (株)
	貴船 支部長 森 幹昇	(有)ヒロミ写真機店
	富士 支部長 大崎 政雄	大 崎 機 工 (株)
	大江 支部長 金子 正三	(株)一宮看板店
	丹陽 支部長 植田 常幸	永 興 物 産 (株)
	奥 支部長 時田 典幸	時 田 毛 織 (株)
	萩原 支部長 花木 達美	花 正 建 設 (株)
	今伊勢 支部長 佐藤 純史	金 銀 花 酒 造 (株)
	大和 支部長 神戸 孝行	神 戸 産 業 (株)
	葉栗 支部長 左合 輝行	丸 左 燃 糸 (株)
	浅井 支部長 伊藤 裕彦	(有) ラ ム ダ
	西成 支部長 長谷川 正己	(株)東海パン
	千秋 支部長 平松 誠治	丸 松 織 布 (株)
	起 支部長 永田 秀郎	起 織 物 (株)
	大徳 支部長 近藤 米一	(有)近藤商店
	三条 支部長 吉田 達弘	(株)吉田組
	開明 支部長 野田 邦彦	(株)ノダックスコーポレーション
	小信中島 支部長 山田 一仁	(株)山田家具
	朝日 支部長 坂井 俊夫	(株)坂井工業所
稲沢 支部長 森 清次	岩 本 製 菓 (株)	
木曾川 支部長 矢野 尚彦	(株)中工	
北方 支部長 高橋 裕之	曾 根 建 設 (株)	
平和 支部長 石井 善博	(株)ミヤケライフエージェンシー	
総務委員長 小島 洋一	(株)愛和産業	
税制委員長 光松 裕起	中 部 抵 抗 器 (株)	
組織委員長 青木 俊憲	(株)シ ー エ ー シ	
厚生委員長 佐々木 久直	サ サ キ セ ル ム (株)	
青年部会長 佐々木 憲一	東 和 工 業 (株)	
青年部会 監事 金森 貴史	春 日 ゴ ム 工 業 (株)	
監 事	杵本 明	い ち い 信 用 金 庫
	森 茂樹	尾 西 信 用 金 庫
	水谷 豊	(株)水谷
	永井 伸治	(株)永井水道設備
	大塚 えい子	(有)指英商店

平成30年12月現在

平成30年分 確定申告 申告と納税



ネット申告が **更に** 便利になりました!

詳しくは **確定申告** 検索

スマホでも申告できます

年末調整済の給与所得が1箇所のみの方が特に便利です

申告の際には **マイナンバー**の記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です

※ネット申告(e-Tax)で提出の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

窓口での相談・申告書の受付は、平成31年2月18日(月)からです。

所得税および復興特別所得税 贈与税

平成31年 **3月15日(金)まで**

消費税および地方消費税 (個人事業者)

平成31年 **4月1日(月)まで**

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

事業税・住民税の申告期限

平成31年 **3月15日(金)まで**

税務署・都道府県・市区町村

申告書はお早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税

確定申告会場のお知らせ

会 場

一宮地場産業
ファッションデザインセンター
一宮市大和町馬引字南正池4-1
【バス】名鉄一宮駅②番のりば乗車、
「繊維センター前」バス下車

開設期間

平成31年
2月18日(月)～3月15日(金)
土曜日、日曜日を除く。
ただし、2月24日(日)及び
3月3日(日)に限り日曜日も開設します。

開設時間

午前9時～午後5時
(受付終了時間：午後4時)
会場の混雑の状況により、
受付を早めに終了する場合があります。

税務署から相談窓口のお知らせ

- パソコンやスマートフォンなら「タックスアンサー」と検索
- 電話による相談は、「電話相談センター」へ一宮税務署(TEL0586-72-4331)自動音声案内で「0」を選択



留意事項

- 申告書の提出の方は、e-Tax又は郵送による提出にご協力をお願いします。
- 開設期間中、一宮税務署で申告書の提出はできませんが、確定申告書の作成指導・相談は行っておりませんのでご了承ください。
- 確定申告会場の駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。
- 一宮地場産業ファッションデザインセンターでの電話対応は行っていませんので、会場に関するお問い合わせは一宮税務署までお願いします。
- 確定申告会場において相続税の申告相談は行っていませんので、一宮税務署までお願いします。

平成30年度
納税功労表彰受彰者

名古屋国税局長納税表彰受彰者

(敬称略)

氏名	関係民間団体等の役職名
豊島 半七	一般社団法人 愛知県法人会連合会 理事 公益社団法人 一宮法人会 副会長

一宮税務署長納税表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

氏名	関係民間団体等の役職名
金森 智博	一宮間税会 副会長
河村 保久	一宮青色申告会連合会 常任理事
塚本 雅弘	公益社団法人 一宮法人会 税制委員会 副委員長
馬場 昌子	一宮納税貯蓄組合連合会 監事



平成30年度 一宮税務署長納税表彰記念 平成30年11月13日

秋の褒章受章を祝う

藍綬褒章
社会福祉功労



田中 秀雄 氏

社会福祉法人 清修会 理事長

一宮税務推進協議会長表彰受彰者

(敬称略・五十音順)

氏名	関係民間団体等の役職名
新井 仁志	公益社団法人 一宮法人会 青年部会 副部長
石井 善博	公益社団法人 一宮法人会 理事
岩田 美恵子	公益社団法人 一宮法人会 女性部会 常任理事
加藤 辰己	一宮間税会 理事
小島 洋一	公益社団法人 一宮法人会 理事
寺西 英樹	一宮青色申告会連合会 理事
原 隆俊	一宮青色申告会連合会 常任理事



平成30年度 一宮税務推進協議会長表彰記念 平成30年11月13日

第35回 法人会全国大会 鳥取大会

平成30年10月11日(木) 会場／とりぎん文化会館

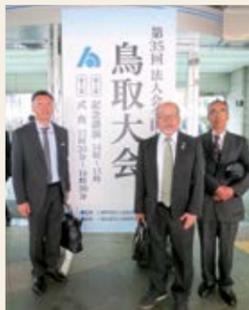
平成30年10月11日(木)に鳥取市の「とりぎん文化会館」において、全法連主催による第35回法人会全国大会(鳥取大会)が開催され、一宮法人会からは、滝常任理事、山田理事、山内事務局長が出席した。

第1部の記念講演では、株式会社大山どり 代表取締役 島原道範氏より「大山どりの奇跡」～35歳、どん底からの挑戦～と題して講演が行われた。

第2部の式典では、全国法人会総連合 柳田税制委員長より、「平成31年度税制改正に関する提言」についての取り纏めの経緯と主な提言内容について報告がなされた。

また、青年部会の租税教育活動として、福岡県の直方法人会 青年部会による事例報告がなされた。

以下、「平成31年度税制改正に関する提言」の概要を報告致します。



左側より山田理事、滝常任理事、山内事務局長

平成31年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

○社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるように、さらに実効性の高い対策をとるべきである。なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。
- 「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。
- 地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 租税教育の充実

行動する法人会

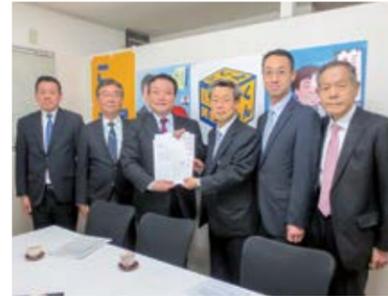
平成31年度 税制改正に関する提言

一宮法人会では平成30年11月、税制委員会のメンバーより地元国会議員・地方自治体に「平成31年度 税制改正に関する提言」を提出し、提言活動を行いました。

国会議員



自民党：江崎鐵磨議員



国民民主党：岡本充功議員

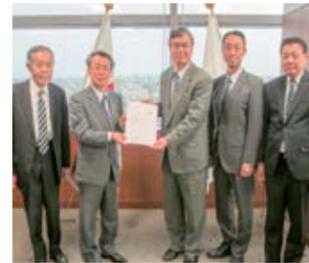


日本維新の会：杉本和巳議員

地方自治体



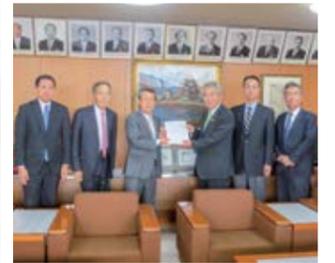
中野正康 一宮市長



渡辺宣之 一宮市議会議長



加藤錠司郎 稲沢市長



長屋宗正 稲沢市議会議長

平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

消費税の
2019年10月1日
軽減税率制度
が実施されます!

事業者の皆様
準備はお済みですか?
軽減税率
対策補助金
があります

- ✓ 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- ✓ レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

国税庁 軽減税率 検索
軽減税率制度については「国税庁」のホームページをご覧ください
<https://www.nta.go.jp/>

軽減税率対策補助金 検索
軽減税率対策補助金については「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください
<http://kzt-hojo.jp/>

国税庁

平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国税庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年(2019年)10月1日(以下「31年施行日」といいます。)から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区分	適用開始日	現行	平成31年(2019年)10月1日	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。
例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

インターネットで 確定申告ができます！

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス 作成コーナー

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！（裏面をご覧ください）

利用率
2人に1人が利用

利用者の感想
94%の方が役立つと回答

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

e-Taxで送信して提出  マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方

マイナンバーカードを使って送信
(マイナンバーカード方式)

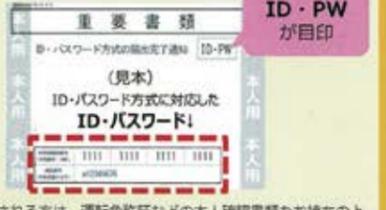
用意するものは、次の2つ

① マイナンバーカード ② ICカードリーダー



IDとパスワードで送信
(ID・パスワード方式) (注)

IDとパスワードは…
平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。



発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



国税の納付は、

ダイレクト納付

をご利用ください 

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

 スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続きが行えます！
- ⇒ **電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です。**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ⇒ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です。**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！

ダイレクト納付を利用するには

- ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。
 - 利用者識別番号を取得する**
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。
 - ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「ダイレクト納付利用届出書」にご利用になれる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。
- *ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

税金クイズ開催

一宮法人会の地域社会貢献事業の一環として、「税金クイズ」が爽やかな秋晴れのもと、支部の役員並びに女性部会の皆さんの協力を得て、今年度も5つの会場で、延べ7日間にわたり開催された。素人チンドン大会や、織姫パレード、野菜や果物の展示即売会など各地域の特色を生かしたイベントが行われ、「税金クイズ」の特設テントブースでは、法人会の黄色のハッピを着たスタッフの呼び込みで、多数の来場者が税金クイズに挑戦していた。折しも2019年10月から消費税率10%アップに伴う軽減税率の導入が話題になっており、大いに税の啓蒙活動の目的を果たすことが出来た。



10/20・21 稲沢まつり「税金クイズ」

稲沢支部・女性部会



10/21 秋の萩原町商業祭 第14回素人チンドン大会「税金クイズ」

萩原支部



10/27 びさいまつり「税金クイズ」

尾西6支部合同



職場体験で税金クイズのお手伝いをしていただいた一宮市立尾西第一中学校の生徒の皆さん

11/17・18 JA愛知西農協 秋の感謝祭「税金クイズ」

丹陽・西成支部



ワーイ1億円だ!!



11/23 そぶえイチョウ黄葉まつり「税金クイズ」

祖父江支部



開始前から長蛇の列

満員御礼の女性部会社会貢献事業 「津軽三味線デュオ 輝&輝コンサート」

平成30年10月6日(土) 会場/尾張一宮駅前ビル(iービル)7階シビックホール
参加者/450名

平成30年10月6日(土) 尾張一宮駅前ビル(iービル)7階シビックホールにて、女性部会社会貢献事業「津軽三味線デュオ 輝&輝コンサート」が盛大に開催されました。

10時から会場設営、23人の女性部会役員スタッフは一宮法人会の黄色の法被を着てテキパキと的確に準備等の役割をこなしてくださいました。お疲れ様でした。

午後1時には駅ビルの便利さも大勢のお客様がお越し下さり列ができました。

開場を30分早め、開演の2時には定員300名は満席で満員御礼となりました。急遽椅子を増やし、動員数は450名でした。

演奏者の輝&輝さんは、北九州市出身の白藤ひかりさんと地元稲沢市出身の武田佳泉(たけだかなみ)さんのお二人の結成で、どちらも全国大会で日本一に選ばれた実力の持ち主です。

待ちに待った開演、お二人は笑顔で振袖姿でのご登場。会場がパッと華やぎました。

津軽じょんがら節やソーラン節など全8曲を津軽三味線ならではの迫力と女性ならではの繊細さで存分に表現されました。観客の皆様はその実力に感動しつつ、楽しく手拍子や歌を口ずさんだりと場内一体となって、あっという間の1時間でした。

当日は、森会長や役員の方々、他部会からは津島法人会3名と名古屋東法人会の県連女性部会の山内会長はじめ2名お越しいただき嬉しい限りでした。

万端に段取りをさせていただいた事務局にも感謝しております。

芸術の秋を彩る素敵な女性部会の社会貢献事業となりました。心よりお礼申し上げます。

(報告者:女性部会副部長 大塚 えい子)



中島女性部会会長あいさつ



武田佳泉(たけだかなみ)さん



白藤ひかりさん

フラダンス同好会施設訪問

平成30年10月28日(日) 会場/一宮医療療育センター 参加者/60名

女性部会有志でフラダンス同好会を結成して今年で6年目となりました。地域社会貢献事業として施設訪問は4回目です。今年度は女性部会の会員の運営される「一宮医療療育センター」に訪問しました。

パネルに「ようこそ」と書かれた可愛い切り絵が飾られた会場には、50名ほどの入居者とその家族の方々が集まってくださいました。ハワイアン調の「カイマナヒラ」や「タイニーバブルス」「ハメハメハ」やリズム感のある曲「青い珊瑚礁」など11曲を踊りました。重い障害を持つ方々なので、最初は喜んでいただけるか少し心配しておりましたが、「青い珊瑚礁」がかかる女の子が、体全体で喜んでいただきとてもうれしく思いました。又、スタッフのある方が私たちと同じように踊って会場を盛り上げてくださいました。

最後に皆さんの所に行き、ありがとうの気持ちを伝えると笑顔でこたえられ、又、家族の方々からありがとうと言われ今以上に精進したいと思えました。一宮医療療育センターのスタッフの皆様にはお忙しいところ大変お世話になりました。ありがとうございました。

(報告者:女性部会常任理事 梶田 美佐子)



第32回法人会 全国青年の集い「岐阜大会」

平成30年11月8日(木)・9日(金) 会場/長良川国際会議場他 参加者/4名

第32回法人会全国青年の集い「岐阜大会」が「未来を切り開く先駆けとなれ～天下布武」発信の地岐阜から～のローガンのもと開催され、佐々部会長をはじめとする4名のメンバーで参加させて頂きました。

1日目は、「租税教室プレゼンテーション」として、全国各地から選抜された代表による租税教育活動の紹介と「部会長ウェルカムパーティー」が行われました。

2日目には、「部会長サミット」が「未来を切り開く先駆けとなれ～財政健全化のための健康経営推進～」のテーマで開催され活発な意見交換が行われました。その後の大会式典では、租税教育活動や部会員増強について、各地法人会青年部の取り組みと成果が発表表彰されました。租税教育活動の最優秀賞は金沢法人会の「税の使い道総選挙2018～繋がる租税活動」でした。税について一方的に子供たちに教えるだけでなく、子供たちとその親にも税の使い道について考えてもらう活動の発表があり、大変印象に残りました。私たち一宮法人会青年部会で行っている租税教室でも、子供たちに一方的に教えるのではなく、「税について考えてもらう」「税のことを家庭で話題にしよう」という気持ちを持って講師を務めることが大切だと改めて感じました。大会式典の後には、「今私たちにできること～未来のために～」と題して、女優業の他に国連開発計画親善大使、岐阜県図書館名誉館長でもある紺野美沙子さんの記念講演が開催され、最後に大懇親会で大会が締めくくられました。

全国各単会の方々と出会い、その活動を知ることで刺激や気づきを得ることができた大会でした。ありがとうございました。

(報告者:青年部会 副部長 墨 大輔)



左側から梅谷監事、墨副部長、佐々部会長、土川副部長

企業訪問

平成30年11月16日(金)

榊原建設株式会社

経営理念

私たちは、歴史と伝統のもと築かれた信用・信頼・技術を大切にし、社業の発展・社員の幸福を通じて地域社会に貢献します。

行動指針

挑戦
誠意ある対応　そこに信頼あり
創意ある技術　そこに進歩あり
熱意ある行動　そこに栄光あり

スローガン

Do Our Best!

私たち榊原建設は、安全を第一に、総合力を結集して、最高の作品を残すよう、最善を尽くす会社です。



榊原社長



一宮市役所 旧庁舎



一宮市役所 新庁舎・自走式駐車場



一宮駅前のマンション



一宮市医師会館・中保健センター

※(株)日建設計：優秀工事の感謝状・愛知県建築士事務所協会：愛知建築賞・(一社)公共建築協会：優秀賞の各賞を受賞

会社概要

社名	榊原株式会社
代表者	代表取締役社長 榊原 譲
所在地	愛知県一宮市北園通2丁目10番地
電話	0586-73-6831(代)
FAX	0586-73-2683
事業内容	総合建設業：国土交通大臣許可(特-21)第3336号
支店・工場	名古屋支店・羽島営業所・江南営業所・印田資材センター
創業	大正10年(1921年)1月
設立	昭和23年(1948年)11月
資本金	5,000万円
従業員	52名(技術職員／一級建築士12名・一級建築施工管理技士27名)



沿革

1921年(大正10年) 1月	半田市において創業 榊原信太郎が初代社長に就任
1930年(昭和5年) 4月	一宮市役所庁舎を施工 本店を一宮市に移転
1948年(昭和23年) 11月	株式会社に改組 資本金200万円
1950年(昭和25年) 11月	名古屋支店開設
1961年(昭和36年) 12月	榊原次雄が二代目社長に就任
1973年(昭和48年) 11月	資本金を5,000万円に増資
1995年(平成7年) 1月	榊原譲が三代目社長に就任
2011年(平成23年) 8月	ISO9001(2008年版) 認証取得
2013年(平成25年) 5月	ISO14001(2004年版) 認証取得

報告記事

一宮の榊原建設を訪問しました。

大正10年創業の老舗建設会社は、昭和5年、一宮市役所を施工しています。あの気品あふれる正面玄関に思い出のある方も、多いことでしょう。当時すでに、鉄筋コンクリートで建てる技術を持ち、戦後のガチャ万景気を味方に、数々の重厚建築を施工されました。

その技術の確かさは、新しい一宮市役所、一宮医師会館・中保健センター等、数々の官公庁、公共施設の建設に受け継がれ、ここも、あそこも、一宮のみならず、愛知県下にご活躍の会社です。

最近、車で街を走っていると、デザインの素敵なビルが増えて、何の会社？何のお店？と振り返りたくなります。思いがけない中庭があったり、硝子を用いた軽やかな建物だったり、緑を多用した面白い空間だったり。建物を単なる構造物と考えずに、生き生きと暮

らせる場を作るといふ風に変化しているのでしょうか。

まさに、榊原建設の挑戦「私たちは、素晴らしい自然や周辺環境と進歩した科学・技術とが調和した生活環境の創造を願いとして、あらゆる技術と英知を集結させ新たな挑戦を続けて参ります。」そのものです。

お目に掛かった、三代目、榊原譲社長は気さくな方で、ご趣味はスポーツとスポーツ観戦だそうです。また、ローリングストーンズとポールマッカートニーの日本公演にも出かけられたそうで、体力、気力、行動力を備え、懐かしい音楽に酔いしれる、ロマンチストであるとお見受けいたしました。

最後に、今回の訪問を受け入れてくださった関係各位の皆様にご挨拶申し上げます。

(報告者：広報委員 吉田 恵美子)

<http://www.sakakibara-cons.co.jp>

榊原建設

検索

支部のうごき H30.10~H30.12

支部役員会

起 支 部 11月 20日(火)

会員一日バス研修会



萩原支部
京都 10月4日(木) 参加者23名



栄・神山・奥・今伊勢支部合同
南信州 10月17日(水) 参加者18名



せんい・丹陽・西成支部合同
京都 10月17日(水) 参加者36名



宮西・貴船支部合同
京都 10月18日(木) 参加者25名



祖父江支部・平和支部合同
近江 10月23日(火) 参加者31名



大志・富士・向山・大江支部合同
高山 11月6日(火) 参加者25名



大和支部
静岡 11月15日(木) 参加者23名

はじめまして新会員の紹介 H30.10~H30.12

一宮法人会の新しいお仲間13社の皆様です。

(敬称略)

支 部	法人名	代表者名	業 種	紹介者名
神山	株式会社ノダコウ	野田 辰夫	建設業	
宮西	株式会社ノエル・コンサルサポート	藤井 貴子	労務コンサルティング	
//	税理士法人アイタックス	山内 薫	税理士業	
大江	株式会社コウキ	伊藤 豊喜	建設土木	株式会社一宮看板店
丹陽	RISEair 株式会社	西垣 昌輝	空調設備・換気ダクト 設備販売施工	株式会社土川油店
今伊勢	一般社団法人ヤマコ納骨堂協会	今枝 道義	納骨堂整備等	
浅井	株式会社向陽整体院	岩田 浩一	整体	有限会社ラムダ
西成	株式会社PROTEX	山口 武	保険代理店	株式会社土川油店 江崎織物株式会社
三条	株式会社中部クリア	石井 亨	住宅リフォーム業	
開明	株式会社慶	松永 多弘	介護保険事業、IT事業	
稲沢	有限会社名古屋緑化サービス	石田 佳久	造園業	
木曾川	松山毛織株式会社	田中 利明	毛織物業	
//	株式会社有真テック	小池 幹郎	産業機器及び電子機械 部品の製造	尾西信用金庫 木曾川東支店

編集後記 a postscript by the editor

- ◎謹んで新年をお喜び申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。
- ◎秋の褒章で会員の田中秀雄様が受賞されました。心よりお祝い申し上げます。
- ◎税を考える週間では会員の皆さまの表彰がありました。今後ともよろしくお願いいたします。
- ◎税務広報では、確定申告の情報や消費税に関する情報など多数掲載しましたので、ぜひご利用ください。
- ◎活動報告では、全国大会鳥取大会、全国青年の集い岐阜大会、各部会、各支部の事業を報告しました。また社会貢献事業など関係者の皆様ありがとうございました。
- ◎一宮市にある榊原建設さんを訪問しました。時代とともに変わる工法やデザインなど写真を交え説明をしていただきました。
- ◎平成最後の発行となる今号では、平成の主な会活動を「会報誌から平成を振り返る」と題してまとめてみました。
- ◎広報誌つむぐは150号を迎えることができました。これもみなさまのご理解とご協力があったことと感謝申し上げます。今後ともみなさまに読んでいただける広報誌を目指し広報に努めてまいります。

感謝 T. K

公益社団法人一宮法人会報 第150号

平成31年1月(2019)発行

発行所 (公社)一宮法人会

一宮市栄4丁目5番16号(一宮税理士会館1階)

電話(0586)73-2134~5

FAX(0586)73-5665

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya>

印刷 西濃印刷株式会社

岐阜市七軒町15

電話(058)263-4101

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

- 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート (国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

**まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。**

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	○○法人会会員 (役職名) (法人会役職名をご記入ください) 法人会の会員であることを ご記入ください。
-------------	---

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。
また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

(公社) 一宮法人会

電話番号 0586-73-2134
F A X 0586-73-5665

一宮西病院 順次

拡張

一宮西病院・北棟が昨年4月に竣工しました。増築エリアの1階にはMRI・CTを各1台増設、それぞれ計3台と4台になります。既設棟から延伸する形で3階にはOPE室が拡張され、現在の8室から12室となりました。広々とした次世代設計で、尾張西部エリア初となる「ハイブリッドオペ室」も完備しております。既設建物内の改修工事も行いまして、既設棟2階は内視鏡センターとして生まれ変わりました。既設棟1階には、高まりつつある血管内治療のニーズに対応するべく、血管撮影装置を拡張してまいります。

MRI・CT増設

内視鏡室増設

尾張西部エリア初「ハイブリッドオペ室」完備

血管撮影装置増設



一宮西病院 TEL:0586-48-0077

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社/
愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13(名古屋大同生命ビル8F)
TEL 052-541-3151

AIG AIG損害保険株式会社

一宮支店/
愛知県一宮市栄3-7-15(一宮駅前ビルディング4F)
TEL 0586-24-0501

F-30-1031(平成30年8月15日)
B-152257 2017-11